

平成18年 4月28日

財団法人 財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 殿

東京都石油業厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」  
(実務対応報告公開草案第21号)に対する意見

平成18年3月16日に公開され、コメントの募集が行われた、「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」(実務対応報告公開草案第21号)について、下記のとおり意見を提出する。

## 記

1. 平成16年の厚生年金保険法改正により、厚生年金基金制度における代行部分の債務は最低責任準備金となった。このため、退職給付会計基準における代行部分の債務の取扱いを早急に見直すべきである。
2. 退職給付会計基準における代行部分の債務は最低責任準備金とすべきである。また、現行の退職給付会計の枠組みで取扱うことが難しいのであれば、代行部分を対象から除外するべきである。
3. 本公開草案に示されている代行部分の債務の取扱いは、従来の計算方法のまま給付現価交付金（厚生年金基金の最低責任準備金の額が、過去期間代行給付現価の額の1/2未満の場合に、厚生年金本体から受ける交付金）のみ反映させる方法であり、代行部分の債務を適切に反映していない。
4. 以上のことから、本公開草案に対して強く反対する。また、退職給付会計基準における代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであり、代行部分の取扱いの早急な見直しを要望する。